

令和5年度第1回 三浦半島地区保健医療福祉推進会議  
資料4

## 協議：紹介受診重点医療機関について

### 目次

本資料により、外来機能報告の結果および紹介受診重点医療機関の公表に向けた考え方について説明します。

1. 外来機能報告制度の概要
2. 外来機能報告の結果概要（全県）
3. 紹介受診重点医療機関の公表に向けた県の考え方
4. 紹介受診重点医療機関（総括表）
5. 今後のスケジュール

# 1. 外来機能報告制度の概要

令和4年7月20日  
第10回第8次医療計画等に関する検討会  
資料2抜粋

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の管理者が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

目的	対象医療機関	報告頻度
<ul style="list-style-type: none"> <li>「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化</li> <li>地域の外来機能の明確化・連携の推進</li> </ul> <p>患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。</p>	<b>義務:</b> 病院・有床診療所 <b>任意:</b> 無床診療所	<b>年1回</b> (10~11月に報告を実施)
報告項目	<b>医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 例) 悪性腫瘍手術の前後の外来</li> <li>高額等の医療機器・設備を必要とする外来 例) 外来化学療法、外来放射線治療</li> <li>特定の領域に特化した機能を有する外来 例) 紹介患者に対する外来</li> </ul>	
(1) 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況 (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無 (3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項 紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等	<b>紹介受診重点医療機関の基準</b> <p>意向はあるが基準を満たさない場合</p> 上記の外来の件数の占める割合が ・ 初診の外来件数の40%以上かつ ・ 再診の外来件数の25%以上	
「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。	<b>参考にする紹介率・逆紹介率の水準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>紹介率50%以上かつ</li> <li>逆紹介率40%以上</li> </ul> 紹介受診重点医療機関として取りまとめ	

Kanagawa Prefectural Government

# 1. 外来機能報告制度の概要 (報告項目一覧)

令和4年7月20日  
第10回第8次医療計画等に関する検討会資料2抜粋

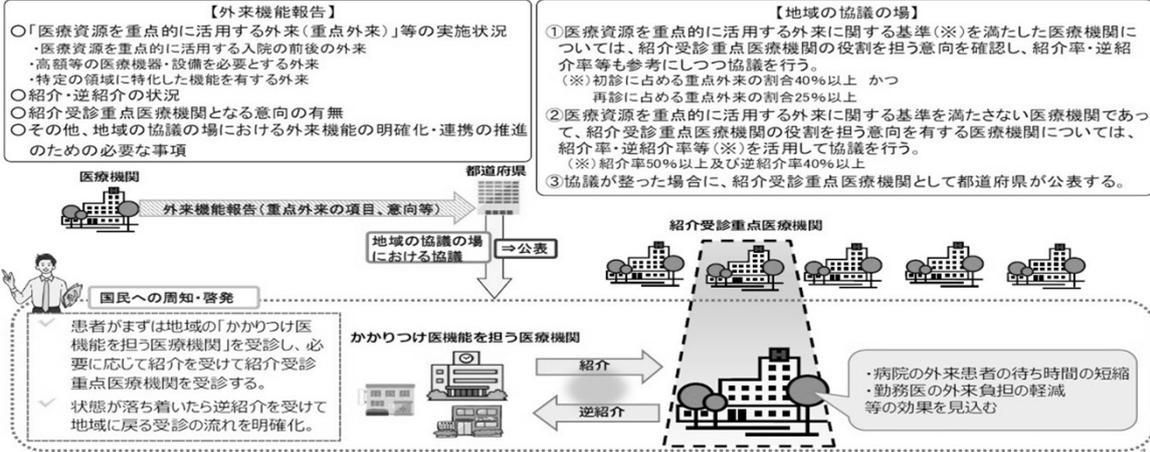
報告項目	病院	有床診療所	対象医療機関になった 無床診療所
<b>(1) 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況</b>			
① 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況の概況	NDBで把握可能	○	○
② 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況の詳細	NDBで把握可能	○	○
<b>(2) 「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向の有無</b>			
○			
<b>(3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項</b>			
① その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況	NDBで把握可能	○	○
② 救急医療の実施状況	病床機能報告と共通項目	○*	○*
③ 紹介・逆紹介の状況(紹介率・逆紹介率)	○	任意	任意
④ 外来における人材の配置状況	・専門看護師・認定看護師 ・特定行為研修修了看護師	○	任意
	上記以外	病床機能報告と共通項目	○*
⑤ 高額等の医療機器・設備の保有状況	病床機能報告と共通項目	○*	○*

○: 必須項目 \* 病床機能報告で報告する場合、省略可

# 1. 外来機能報告制度の概要（紹介受診重点医療機関）

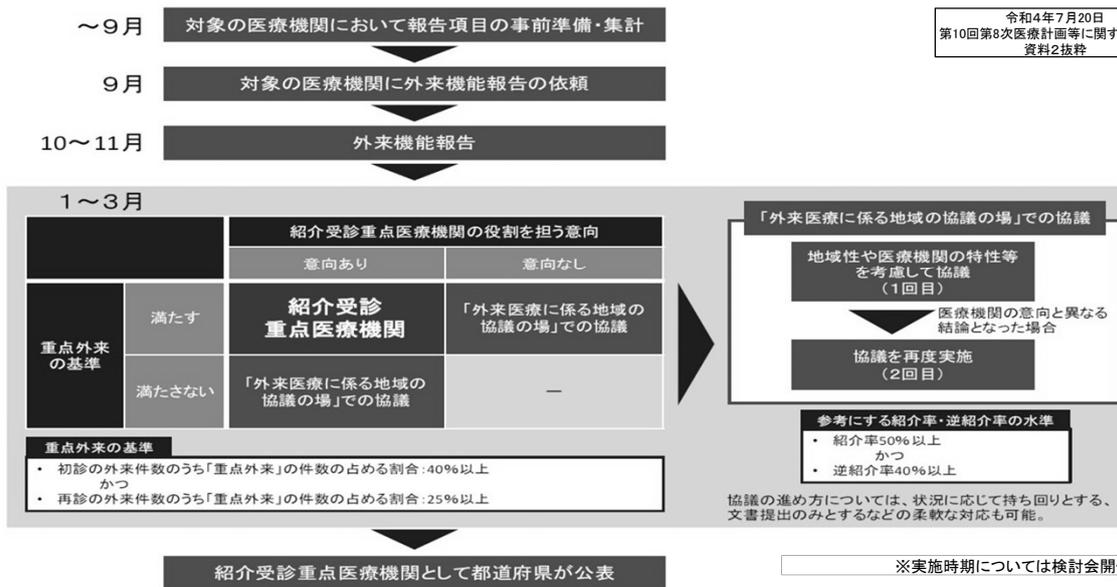
令和4年7月20日  
第10回第8次医療計画等に関する検討会  
資料2抜粋

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。
    - ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
    - ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。
- ※ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。



# 1. 外来機能報告制度の概要（紹介受診重点医療機関の協議の流れ）

令和4年7月20日  
第10回第8次医療計画等に関する検討会  
資料2抜粋



## 2. 外来機能報告の結果概要（全県）

- ・方法：G-MISによる回答
- ・期間：報告様式1 令和4年10月1日～令和5年3月29日  
報告様式2 令和5年3月6日～令和5年3月29日
- ・対象：450医療機関（病院：290、有床診療所：159、無床診療所：1）
- ・回答：432医療機関（回答率96.0%）

報告結果(全県)		紹介受診重点医療機関の役割を担う意向	
		意向あり	意向なし
重点外来の基準	満たす	病院：39 診療所：1	病院：23 診療所：2
	満たさない	病院：22 診療所：3	病院：200 診療所：142

6

## 2. 外来機能報告の結果概要（全県）

二次医療圏	意向あり 基準：○	意向あり／基準：×			意向なし 基準：○	意向なし 基準：×
		総数	うち水準：○	うち水準：×		
横浜	18	11	4	7	10	130
川崎北部	2	2	1	1	2	21
川崎南部	2	4	-	4	4	15
相模原	2	2	1	1	-	33
横須賀・三浦	5	-	-	-	1	38
湘南東部	4	2	-	2	-	27
湘南西部	3	1	1	-	3	18
県央	2	3	1※	2	3	37
県西	2	-	-	-	2	23
合計 (※単位：医療機関数)	40	25	8	17	25	342

Kanagawa Prefectural Government

※ 神奈川リハビリテーション病院については調整中。

7

### 3. 紹介受診重点医療機関の公表に向けた県の考え方

#### 【県の考え方】

- 国のガイドラインでは、**医療機関の意向を踏まえつつ、基準や水準を参考に紹介受診重点医療機関を整理する**とされていることから、本県の「紹介受診重点医療機関」は次の考え方に基づき整理を行うこととする。

外来機能報告の結果	紹介受診重点医療機関
「意向あり」かつ「基準を満たす」	紹介受診重点医療機関とする。
「意向あり」かつ「基準を満たさない」	【水準を満たす場合】 ⇒ 紹介受診重点医療機関とする。
	【水準を満たさない場合】 ⇒ 紹介受診重点医療機関としない。
「意向なし」かつ「基準を満たす」	紹介受診重点医療機関としない。
「意向なし」かつ「基準を満たさない」	紹介受診重点医療機関としない。

- なお、今後は、毎年度の外来機能報告の結果を踏まえ、各地区の地域医療構想調整会議で、紹介受診重点医療機関の公表に向けた協議を行う。

### 4. 紹介受診重点医療機関（総括表）

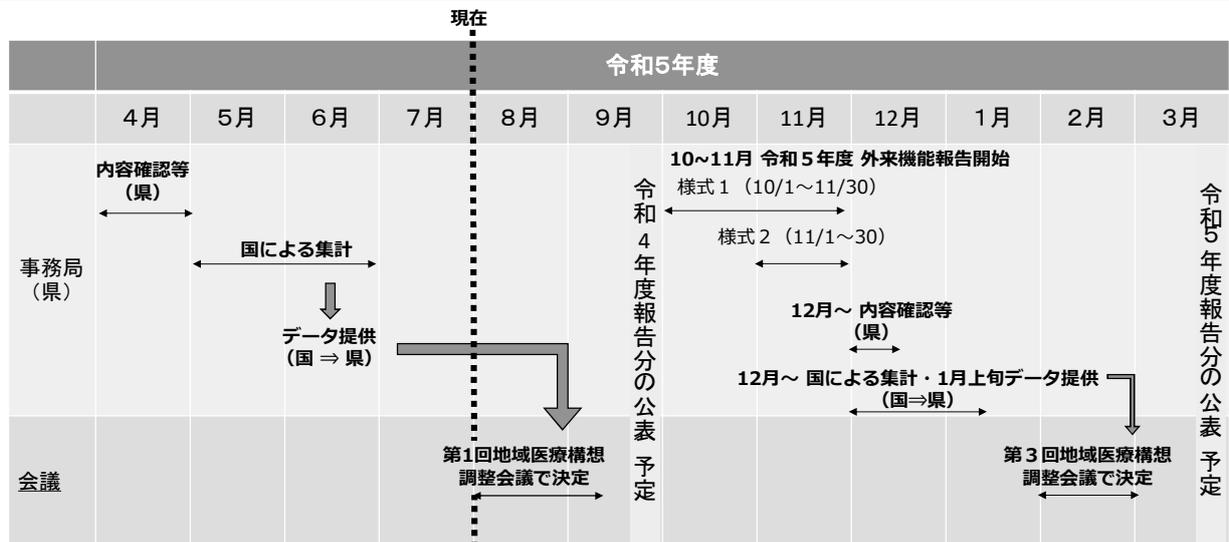
二次医療圏	意向：あり 基準：○	意向あり／基準：×		意向：なし 基準：○	意向：なし 基準：×
		総数	うち水準：○ うち水準：×		
横浜	18	11	4	7	10
川崎北部	2	2	1	1	2
川崎南部	2	4	-	4	4
相模原	2	2	1	1	-
横須賀・三浦	5	-	-	-	1
湘南東部	4	2	-	2	-
湘南西部	3	1	1	-	3
県央	2	3	1※	2	3
県西	2	-	-	-	2
合計 (※単位：医療機関数)	40	25	8	17	25

Kanagawa Prefectural Government

※ 神奈川リハビリテーション病院については調整中。

⇒ 当該地域の医療機関の詳細は「別紙」のとおり。

## 5. 今後のスケジュール



Kanagawa Prefectural Government

※紹介受診重点医療機関の公表結果は、保健医療計画推進会議および医療審議会において報告。

10

## その他参考資料

Kanagawa Prefectural Government

11

## 制度の概要について（診療報酬での紹介受診重点医療機関になるメリット）

令和4年度診療報酬改定 I-4 外来医療の機能分化等-②

### 紹介受診重点医療機関における入院診療の評価の新設

- 「紹介受診重点医療機関」において、入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等が推進され、入院医療の質が向上することを踏まえ、当該入院医療について新たな評価を行う。

#### （新） 紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点（入院初日）

##### 【算定要件】

- （1） 外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。
- （2） 区分番号A204に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。

Kanagawa Prefectural Government

（出典：外来機能報告等に関するガイドライン）

12

## 制度の概要について（診療報酬での紹介受診重点医療機関になるメリット）

令和4年度診療報酬改定 I-4 外来医療の機能分化等-③

（出典：令和4年度診療報酬の概要※厚労省HPより）

### 初診料及び外来診療料における紹介・逆紹介割合に基づく減算規定の見直し①

- 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介患者・逆紹介患者の受診割合が低い特定機能病院等を紹介状なしで受診した患者等に係る初診料・外来診療料について、
- ・ 対象病院に、一般病床の数が200床以上の紹介受診重点医療機関を追加する。
  - ・ 「紹介率」・「逆紹介率」について、以下のとおり、実態に即した算出方法、項目の定義及び基準を見直す。

【改定後】 初診料の注2、3 214点 外来診療料の注2、3 55点

（情報通信機器を用いた初診については186点）

	特定機能病院	地域医療支援病院 （一般病床200床未満を除く）	紹介受診重点医療機関 （一般病床200床未満を除く）	許可病床400床以上 （一般病床200床未満を除く）
減算規定の基準		紹介割合50%未満 又は 逆紹介割合30%未満		紹介割合40%未満 又は 逆紹介割合20%未満
紹介割合（%）	$\frac{\text{紹介患者数} + \text{救急患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100$			
逆紹介割合（%）	$\frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診} + \text{再診患者数}} \times 1,000$			
初診患者の数	医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数。以下を除く。 ・ 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者			
再診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者以外の患者の数。以下を除く。 ・ 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者、B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者			
紹介患者の数	他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診に限る）。 ・ 情報通信機器を用いた診療のみを行った場合を除く。			
逆紹介患者の数	紹介状により他の病院又は診療所に紹介した患者の数。 ・ B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者を含む。 ・ 情報通信機器を用いた診療のみ行い、他院に紹介した患者を除く。			
救急搬送者の数	地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診の患者の数。			

Kanagawa I

151 13

## 定額負担の対象病院の拡大について

- 令和4年度診療報酬改定において、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲等が見直された。
- 紹介受診重点医療機関のうち一般病床200床以上の病院については、令和4年10月1日以降、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

医療保険部会資料(一部改)令和2年12月23日

### 定額負担の対象病院拡大について

○ 大病院と中小病院・診療所の外来における機能分化を推進する観点から、紹介状がない患者の大病院外来の初診・再診時の定額負担制度の拡充が必要がある。

○ 現在、外来機能報告(仮称)を創設することで、新たに「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に担う医療機関(紹介患者への外来を基本とする医療機関)を、地域の実情を踏まえつつ、明確化することが検討されている。

○ 紹介患者への外来を基本とする医療機関は、紹介患者への外来医療を基本として、状態が落ち着いたら逆紹介により再診患者を地域に戻す役割を担うこととしており、こうした役割が十分に発揮され、保険医療機関間相互間の機能の分担が進むようにするために、**当該医療機関のうち、現在選定療養の対象となっている一般病床数200床以上の病院を、定額負担制度の徴収義務対象に加えることとする。**

病床数(※)	特定機能病院	地域医療支援病院	その他	全体
400床以上	86 (1.0%)	328 (3.9%)	124 (1.5%)	538 (6.4%)
200～399床	0 (0%)	252 (3.0%)	564 (6.7%)	816 (9.7%)
200床未満	0 (0%)	27 (0.3%)	7,031 (83.6%)	7,058 (83.9%)
全体	86 (1.0%)	607 (7.2%)	7,719 (91.8%)	8,412 (100%)

出典：特定機能病院一覧等を基に作成(一般病床規模別の病院数は平成29年度医療施設調査より集計)  
 ※ 病床数は一般病床の数であり、特定機能病院は平成31年4月、地域医療支援病院は平成30年12月時点。

14

## 令和4年度診療報酬改定(外来医療の機能分化等)

令和4年度診療報酬改定 I-4 外来医療の機能分化等-①

### 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し①

➤ 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲を見直すとともに、当該医療機関における定額負担の対象患者について、その診療に係る保険給付範囲及び定額負担の額等を見直す。

現行制度	見直し後								
<p><b>【対象病院】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定機能病院</li> <li>・地域医療支援病院(一般病床200床以上に限る)</li> </ul> <p>※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる</p> <p><b>【定額負担の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診：医科 5,000円、 歯科 3,000円</li> <li>・再診：医科 2,500円、 歯科 1,500円</li> </ul>	<p><b>【対象病院】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定機能病院</li> <li>・地域医療支援病院(一般病床200床以上に限る)</li> <li>・紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上に限る)</li> </ul> <p>※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる</p> <p><b>【定額負担の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診：医科 7,000円、 歯科 5,000円</li> <li>・再診：医科 3,000円、 歯科 1,900円</li> </ul> <p><b>【保険給付範囲からの控除】</b>                      外来機能の明確化のための例外的・限定的な取扱いとして、定額負担を求める患者(あえて紹介状なしで受診する患者等)の初診・再診について、以下の点数を保険給付範囲から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診：医科 200点、 歯科 200点</li> <li>・再診：医科 50点、 歯科 40点</li> </ul>								
<p>(例) 医科初診・選定療養費7,000円・患者負担3,000円の場合の医療費</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">定額負担 5,000円</th> </tr> <tr> <td>医療保険から支給(選定療養費) 7,000円</td> <td>患者負担 3,000円</td> </tr> </table>	定額負担 5,000円		医療保険から支給(選定療養費) 7,000円	患者負担 3,000円	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">定額負担 7,000円</th> </tr> <tr> <td>医療保険から支給(選定療養費) 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)</td> <td>患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.7)</td> </tr> </table>	定額負担 7,000円		医療保険から支給(選定療養費) 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)	患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.7)
定額負担 5,000円									
医療保険から支給(選定療養費) 7,000円	患者負担 3,000円								
定額負担 7,000円									
医療保険から支給(選定療養費) 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)	患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.7)								

【施行日等】令和4年10月1日から施行・適用。また、新たに紹介受診重点医療機関となってから6か月の経過措置を設ける。

Kanagawa Prefectural Government

(出典：外来機能報告等に関するガイドライン)

15

**説明は以上です。**